

## 令和5年度岡山県介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、岡山県地域医療介護総合確保基金を活用して行う介護従事者の確保に関する事業のうち、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について、補助事業交付対象者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について（令和5年3月28日老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）」の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき、介護サービス事業所・施設等（以下「介護事業所等」という。）が実施する緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

### (交付額の算定)

第3条 この補助金の交付額は、次の表の第2欄に定める基準単価と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定して算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 対象	2 基準単価	3 対象経費	4 補助率
実施要綱別添3に定める介護事業所等	実施要綱別添3に定める額	実施要綱別添3に定める経費	10/10

2 前項の規定にかかわらず、岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第9条に基づき、次の各号に掲げる団体等が運営する介護事業所等は、補助の対象としない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である者

- (2) 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与している者

（補助金の対象としない経費）

第4条 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されている経費については補助金の対象としないものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業完了後に、補助金申請書兼実績報告書（様式1から様式3）を、知事に提出するものとする。

2 提出期限は当該補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する会計年度の末日までのいずれか早い日までとする。

（交付決定及び補助金額の確定等）

第6条 知事は、補助金申請書兼実績報告書を受領したときは、規則第5条及び第14条に基づきその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定の上、補助金額を確定し、通知する。

（申請の取下げ期限）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) 補助事業者が(1)～(5)による条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(その他)

第9条 特別の事情により第3条第1項及び第5条に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。